

徳島県告示第五百四十七号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号。以下「条例」といふ。）第七条の規定により、令和元年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和二年二月二十日（木曜日）午前十時十分から午後三時まで

二 試験の場所

徳島市徳島町城内二番地の一 徳島市中央公民館

三 受験願書の提出先

徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会

四 受験願書の受付期間

令和二年一月十五日（水曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十四日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

1 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第五条第三項の調理師免許証の写し

2 条例第八号各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3 写真（出願前六箇月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦の長さ三・センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。）

六 受験手数料

一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町五丁目七番地の三 一般社団法人徳島県調理師会

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八 六二一 二二二九）又は一般社団法人徳島県調理師会（電話〇八八 六五四 三七五二）へすること。